

知って得する!

法律コラム



弁護士 松本達也

労働基準監督署って 何をするとところなの？

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋茶番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが
ご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の松本です。
「会社に労働基準監督署の調査が入りました！」
このようなご相談を企業から受けることがあります。
本日は、労働基準監督署の役割や具体的にどのよ
うことをしているのかについてお話しさせていただきます。

1 労働基準監督署とは？

労働基準監督署は、厚生労働省の機関の一つであり、全国に321署存在しています。そして、労働基準監督署の内部組織は、基本的には①方面(監督課)、②安全衛生課、③労災課、④業務課(労働基準監督署全体の庶務・経理事務などを行う課)の4つに分かれています。

簡単に言いますと、労働基準監督署の役割は、管轄内の企業に対して労働基準法を遵守させることです。企業と労働者の立場は本来対等であるべきですが、労働者を雇用する企業側の方が労働者よりも立場は強いことが多いです。労働基準監督署は、立場の弱い労働者が企業と対等になるための機関の一つと言えます。

2 方面(監督課)は何をするとところなの？

監督課は、労働基準法などの関係法令に関する各種の届け出の受付、相談対応、監督指導などを行っています。

例えば、労働者から労働基準法に違反する疑いがあるとの申告が労働基準監督署にあった場合に、実際に事業場を訪問し、事業場への立ち入り調査や事情聴取などを行い、法違反が認められた場合には、その違法状態を正すために是正勧告や改善指導などを行います。

また、度重なる指導にもかかわらず、企業側の法違反の状態が正されない場合等、重大・悪質と判断された事案については、刑事事件として立件することもあります。

3 安全衛生課は何をするとところなの？

安全衛生課は、労働安全衛生法などの法令に基づいて、働く人の安全と健康を確保するための措置が

講じられるように、例えば、クレーンなどの機械の検査や、事業場などに立ち入り、職場での労働者の健康診断の実施状況などの確認を行っています。

4 労災課は何をするとところなの？

労災課は、労働者災害補償保険法に基づき、仕事に関する負傷などに対して、被災者や遺族の請求により、関係者からの聞き取り・現地調査・医学的意見の収集などの必要な調査を行った上で、労災保険給付を行っています。

5 監督指導の状況

令和4年7月29日付で、厚生労働省は令和3年度の長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、これを公表しています。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象として実施されています。

令和3年4月から令和4年3月までの監督指導は、32,025事業場に対して実施されました。そのうち、違法な時間外労働があったものとして是正勧告書が交付された事業場が10,986事業場あり、34%の事業場で違法な時間外労働が存在していました。

この10,986事業場のうち、月80時間を超えるものは、4,158事業場、月100時間を超えるものは2,643事業場、月150時間を超えるものは562事業場、月200時間を超えるものは121事業場でした。

6 最後に

労働基準監督署の是正勧告は法的な強制力がない行政指導であるため、是正勧告に対して特に対応を行わない企業もありますが、これを是正しない場合は、労働基準法に違反する状態が継続することとなり、最悪の場合は逮捕されることもあります。

労働基準監督署から調査が入った場合には、まずは一度弁護士などの専門家にご相談いただき、慎重に対応されることをお勧めいたします。